春日井市消費生活センターだより

令和3年度 第6号

令和3年12月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当 発行

1. 令和3年10月~11月の春日井市での相談概要

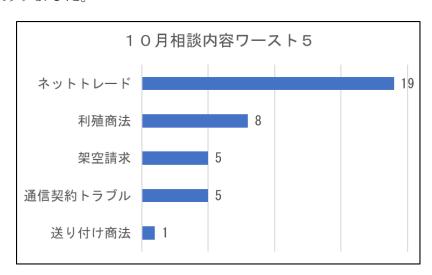
令和3年10月および11月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談の年齢や内容の内訳は、各表のとおりです。

世代別にみると、8月、9月はともに70代が一番多く、高齢の方の相談が目立ちましたが、10月は20代の若者の相談が目立ち、高齢の方の相談が大きく減りました。この傾向は11月も続き、若い世代の相談が多くなっております。

10月と11月の相談内容に関しては、10月、11月ともに、利殖商法が例 月より多くなり、若者がSNSで知り合った人から、為替取引の情報商材を売ら れたりするなどのケースがありました。

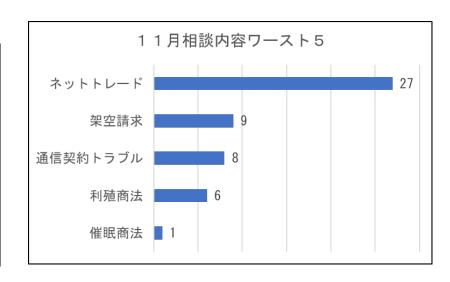
相談者の年齢(10月)

20歳未満	3人
20代	26人
30代	11人
40代	14人
50代	14人
60代	5人
70代	5人
80代	5人
不明	2人



相談者の年齢(11月)

20歳未満	0人
20代	18人
30代	11人
40代	16人
50代	8人
60代	7人
70代	12人
80代	8人
不明	3人



2. 10月の相談ピックアップ

◆フィッシング詐欺

令和3年10月に入ってからフィッシング詐欺についての相談が3件発生しています。

フィッシング詐欺とは、送信者を詐称した電子メールを送り付けたり、偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号や、重要な個人情報を盗み出す行為のことを言います。

最近では、接続先のWebサイトを本物のサイトと区別が付かないように偽装するなど手口が巧妙になって来ています。

相談者:40代女性	
相談内容	通信業者から支払いの確認が取れないとSMSが届いた。ショートメールを確
	認した後、スマホにマルウェアの名前が出て心配だ。
	今後は不要なメールは開封せず、請求については通信事業者に問い合わせ確認
	するとよいと伝えた。IDやパスワードについては入力していないとのことだっ
	たので、しばらく様子を見てはどうかと伝えた。

相談者:50代男性	
1 相談内容	通販サイトから届いたSMSに添付したURLにアクセスしてクレジットカードの
	情報を入力してしまった。対処法を知りたい。
I 仲談結果	クレジットカードの不正利用が目的の可能性が高いが、カードを解約してお
	り、被害が派生することは考えづらいと伝えた。キャリア決済の不正利用も多
	発しているため、パスワードが重複しているのであれば、変更しておくことを
	勧めた。

相談者:20代女性	
	キャリア決済で宝くじが購入されていた。心当たりはないと携帯電話会社に申
	し出たらいったん払ってもらうと言われた。
相談結果	フィッシングサイトのトラブルについて情報提供した。申出人の手元にはス
	マートフォンの端末があったのであればキャリア決済が利用できるのは、原則
	として端末を所有している本人だけになることを説明した。

3. 11月の相談ピックアップ

◆訪問購入

近年、全国的に訪問購入のトラブルが増えていますが、春日井市においても、 介護サービスの相談等を行っている、地域包括支援センターから情報提供があ りました。

訪問購入とは、消費者の自宅等へ事業者が直接訪問して商品を買い取る取引

で、悪質商法の場合は、宝飾品など貴金属を強引に安く買い取っていくのが特徴です。 具体的な例としては、「不用品を回収する」と予め電話でアポイントをとり、家に上がり込んだ後に、アクセサリーも見せて欲しいと強く迫り、実際の価値より安い金額を渡して持ち帰るケースが多く見られます。

令和3年11月に、地域包括支援センターより受けた情報提供

介護ヘルパーより、高齢の介護利用者の訪問販売に関する被害についての相談を、地域包括支援センターが受けた。

介護利用者が自宅に日中1人でいる際に、固定電話に「いらない靴はないか」という電話が掛かってきた。来宅を了承すると、女性が自宅に訪れ「貴金属はないか」と言い、自宅にあった貴金属を持って行ってしまった。領収書は発行せず、買取金額として1,000円を置いていった。

後日、同人宅に男性が「いらない靴と貴金属はないか」と再度訪れた。同人が「もう貴金属は使用している指輪しかない」と断ると、何も持っていかずに帰った。業者名は不明で、 自宅に2回来た業者が同じ業者かどうかも不明、とのこと。

また、同じような訪問購入の相談が、地域包括支援センターに複数件よせられている。

【対策】

- ①業者が来訪する際には、なるべく1人で対応せず、家族等に同席してもらいましょう。
- ②買取事業者が、事前に買取を承諾していない物品を、突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは、禁止されています。売るつもりの無い貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、キッパリと断りましょう。
- ③買取業者は、契約時に法律的に有効な契約書等を交付する義務があります。書面を交付しない業者とは契約しないようにしましょう。
- ④クーリング・オフ出来る場合があります。やり方等が分からないときは、消費者ホットライン188に電話し、消費生活センターに御相談ください。

春日井市消費生活センター 春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階) 受付 月曜日〜金曜日(祝日除く) 午前 10 時〜正午 午後1時〜午後3時

電話 85-6616